

埼玉県平和資料館アドバイザーボード傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、開催予定5分前までにお越してください。
- (2) 定員を超えた場合は抽選になります。
- (3) 傍聴する方は、会場受付で氏名、住所を記入してください。
アドバイザーボードの承認を受けた上で県民広聴課職員の指示に従って会場に入ることができます。

2 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 発言は一切しないこと。また、拍手、その他の方法により意見等を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる、その他の方法により会議の進行を妨害しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音を行わないこと。
- (6) 傍聴者は、座長及び広聴広報課職員の指示に従うこと。

3 傍聴者の退場

- (1) 傍聴者が2の規定に違反したとき、座長は注意します。
その後傍聴者が2の規定に違反したときは、はじめに2の規定に違反した者かどうかにかかわらず、座長は直ちにその者の退場を命じます。
- (2) 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは直ちに退場してください。
傍聴者がこれに従わないときは、座長は退場を命じます。